

須坂都市計画 須坂長野東インターチェンジ周辺地区地区計画

区 域 の 整 備 ・ 開 発 及 び 保 全 の 方 針	名 称	須坂長野東インターチェンジ周辺地区地区計画
	位 置	須坂市大字井上字伝石、京善橋、中町、双六、砂田、松宮並びに大字福島字蛇沢の各一部
	面 積	約35ha
	地区計画の目標	<p>本地区は、須坂長野東インターチェンジに直近し須坂市の南玄関口であるとともに、幹線道路である国道403号及び長野須坂インター線、長野電鉄河東線井上駅に隣接し、情報・流通業務施設を中心に整備開発が行なわれている。</p> <p>そこで、建築行為については、地区計画を定めることにより、建築物の用途に適正な制限を行い、良好な環境の維持並びに市街地の形成及び保全を図ることを目標とする。</p>
	土地利用の方針	<p>建築物の用途の制限を行い、危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させる恐れのある工場及び火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量が多い施設並びに一部遊興施設を排除し、既存施設の維持増進とともに環境維持を図る。</p>
	地区施設の整備方針	<p>市及び民間によって整備された道路、公園、防災施設等の機能が十分に発揮されるよう維持、保全を図る。</p>
建築物等の整備方針	<p>建物空地については、緑化等で市の南玄関口にふさわしい環境の創出を図る。</p>	

地区整備計画	建築物等に関する事項 建築物の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 建築基準法別表第2（ぬ）項第1号、第2号及び（を）項第8号に該当するもの
--------	-------------------------	---

<参考>

法別表第2（ぬ）項第1号に該当する主な建築物

火薬類の製造、マッチの製造、石炭ガス類又はコークスの製造、肥料の製造、アスファルトの精製、セメント、石膏、消石灰、生石灰又はカーバイドの製造などを行う建築物

（ぬ）項第2号に該当する主な建築物

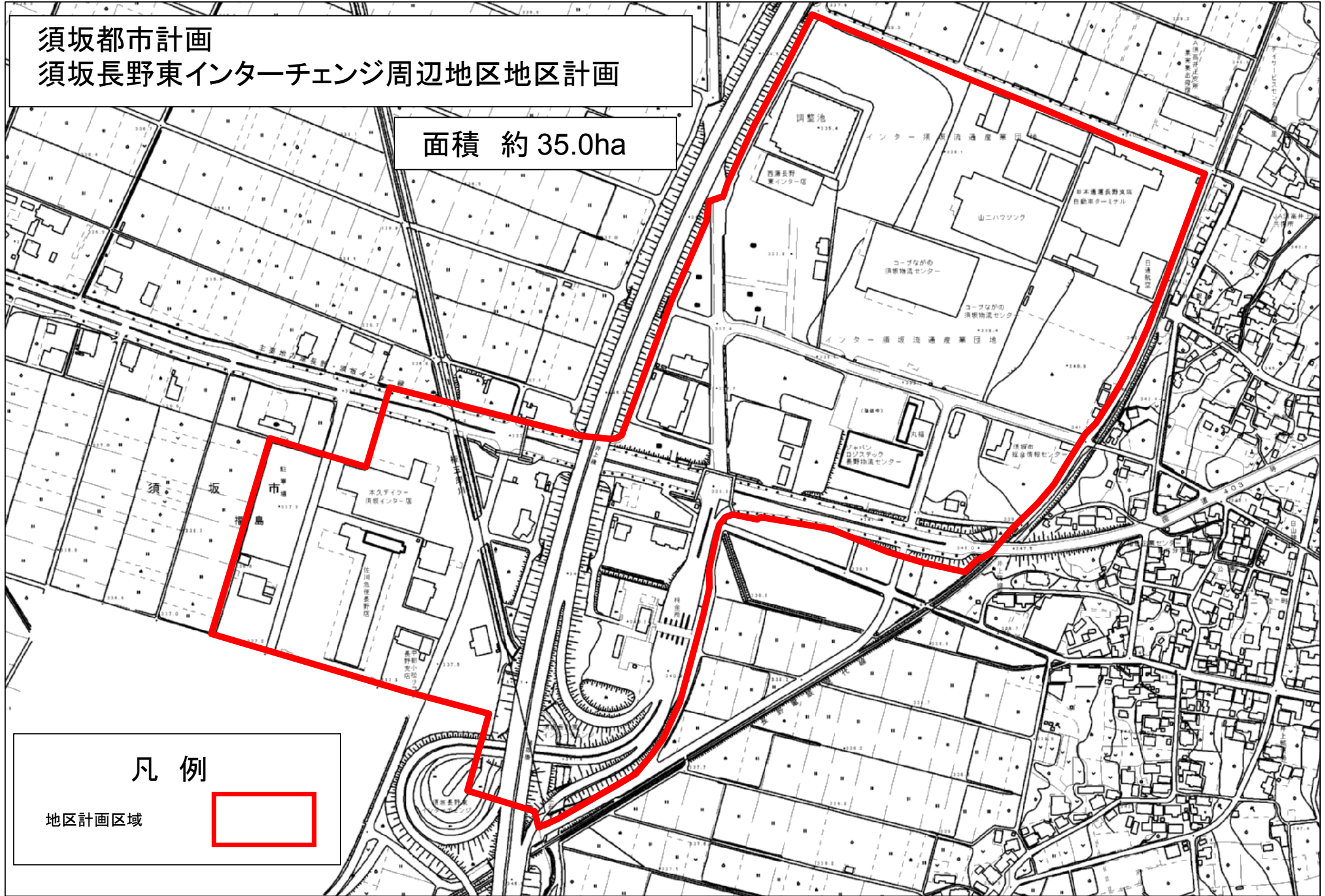
火薬類、マッチ、圧縮ガス、液化ガス又は可燃性ガス、第一から第四席石油類の貯蔵、処理などを行う建築物で、その貯蔵、処理の量が多い建築物

（を）項第8号に該当する建築物

マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売り場などの建築物

須坂都市計画  
須坂長野東インターチェンジ周辺地区地区計画

面積 約 35.0ha



凡例

地区計画区域

